

入居住宅に関する状況

表面は必ず、不動産媒介業者等（家主様、又は不動産業者等のご担当者様）がご記入を頂きますようお願いいたします。
※申請者本人が記入しないでください。

ご記入に関しての留意事項
お手数をお掛けしますが、ご対応の程
よろしくお願い致します。

大津市長 様

令和3年 〇月 〇日

(商号又は名称) 〇〇〇不動産株式会社

フリガナ (代表者名) 代表取締役 〇〇〇〇〇 印

(所在地) 〒 520-0000 滋賀県大津市〇〇町1-1

(免許証番号)

(担当者等) 氏名 〇〇〇〇〇 所属 〇〇〇

電話番号 012-345-678

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

賃貸借契約書に記載のある方の名前を記入してください。

入居者について

フリガナ 氏名	オオツ ハナコ 大津 花子
生年月日	1900年 1月 1日
同居状況	単身・ 複数 (2名)
入居開始年月日	2019年 4月 1日(年月日までの月日間)

入居している賃貸住宅について

名称	アパート大津〇〇〇号室
所在地	大津市〇〇町〇-〇
月額家賃	47,000 円

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額・61,000円)を上限とし、収入に応じた額とする

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約

※3 共益費・管理費は住居確保給付金

※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)から契約満了日までの期間を

※5 クレジットカード払いにより決済すること。

なお、支払方法について口座

賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。

クレジットカード払いの場合は裏面記載の振込口座欄に記載のある、申請者の口座にお振込みをさせていただきます。住居確保給付金支給は確実に家賃を徴収していただくため、基本的に代理納付とさせていただきます。ご理解の上、必ず振込み口座をご記入いただきますようお願い致します。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	〇〇〇不動産(株)
		口座名義	〇〇〇不動産(株)
		金融機関名	〇〇銀行
		支店名	〇〇支店
		口座種別	普通 ・当座
		口座番号	123456

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○以下に記載する、借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

クレジットカード払いの場合に申請者が、自身の振込み口座を記入する。

住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

	年	月	日
	記名押印又は署名		
氏名	申請者本人記入箇所		印
住所			
電話番号			

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を大津市福祉事務所（自立相談支援機関）に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第7の14(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動

産媒介業者等

- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

記入例